

2020年4月10日

保護者・生徒各位

新名学園旭丘高等学校
理事長・学校長 水野浩

新型コロナウイルス問題と係る4月20日（月）以降の教育活動について

陽春の候、皆さまにおかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は本校の学校づくり・教育づくりにご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況をふまえ、本校において4月19日（日）までを臨時休校（家庭学習）とすることを先日通知いたしました。2・3年生の生徒の皆さんは4月6日（月）始業日の翌日から、新入生の皆さんは4月7日（火）入学式の翌日から、家庭学習に取り組んでいることと思います。

さて、このたび、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく国の「緊急事態宣言」とこれを受けた所轄庁の新たな方針、首都圏における感染者数の更なる増大状況などをふまえ、新型コロナウイルス感染症拡大予防と生徒の安心・安全な生活の確保を第一義的課題と捉え、4月20日（月）以降の教育活動について以下のように定めましたので、お知らせします。

1) 臨時休校（家庭学習）期間を5月6日（水）まで延長します。

※上記臨時休校期間中に登校日は設けません。

2) 生徒の皆さんは引き続き不要不急の外出はせず、4月6日付『保健だより』を参考に、健康と感染症予防・拡大防止に気をつけて生活し、家庭学習に励んでください。

3) 5月6日以降の教育活動に関しては、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況と「緊急事態宣言」に係る政府・所轄庁の方針などを勘案して逐次お知らせしてまいります。当面、4月17日から4月22日までの間を目途に、臨時休校期間後半の家庭学習課題の指示とともにお知らせ致します。

4) 学校の業務については、管理職・日直を中心とした態勢を取り、夜間は警備員による態勢を取ります。緊急連絡の責任窓口は岡部・堀内の両副校長といたします。

〔付記1〕 国の就学支援金及び各種奨学金の申請手続書類の提出について

① 国の就学支援金の申請書類（1年生のみ対象となります）については、所轄庁への提出期限もあるため、同封の返信用封筒にて4月24日（金）までに本校事務所宛に郵送してください。なお、詳細は4月7日の入学式の際に本校事務所より配布いたしました案内をお読みください。

② また、「2020年度各種奨学金の募集について」と表題をつけた通知（2・3年生は始業日に配布、新入生は入学式の際に配布）にて御案内した奨学金の申請をされる方は、それぞれの奨学金の提出期限に間に合うように本校事務所宛に郵送してください。

※上記①・②の件についてご質問などがございましたら、旭丘高校事務所（土岐・松本）までお問い合わせください。（TEL：0465-24-2227）

〔付記2〕 PTA活動については、PTAの機関会議（本部役員会）をもって今後の対応が図られてまいります。新型コロナウイルス感染症拡大が鎮静化した段階で方針と計画が示されますので、よろしく願いいたします。

以上